

京都市告示第657号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年3月27日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
中山稻荷線	南区久世上久世町149番地の1地先内	旧	メートル 9.50	メートル 33.50 ~ 35.40
		新	9.50	38.20 ~ 38.80
中山稻荷線	南区久世上久世町337番地の1地先から 同町338番地の2地先まで	旧	24.40	28.60
		新	24.40	29.80 ~ 30.80
南インター竹田線	伏見区竹田真幡木町46番地の10地先内 同町30番地の2地先まで	旧	21.30	40.10 ~ 43.10
		新	21.30	40.62 ~ 43.40

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
梅津緯35号線	右京区梅津萩原町55番地の1地先から	旧	メートル 56.80	メートル 2.75 ~ 4.65
	同町46番地の1地先まで	新	56.80	3.10 ~ 8.10

(建設局土木管理部道路明示課)